

過疎地域における 固定資産税の課税免除制度について

過疎地域の産業振興を図るため、山之口地区・高城地区・山田地区・高崎地区において、一定の事業用資産を取得した特定の事業所・個人に対し、固定資産税を最大3年間免除します。

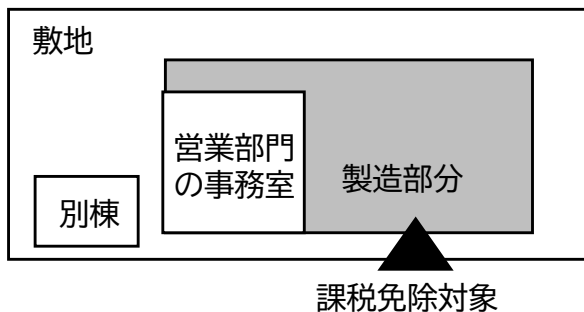
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(インターネットサービス業、通信販売、市場調査等)で、青色申告をしている事業所又は個人
対象設備	建物、償却資産(機械・装置)、土地。 ※取得または製作もしくは建設。建物については増築、改築、修繕又は模様替えの工事による取得または建設 ※資本金5,000万円超の法人は新設・増設のみ
要 件	取得価額の合計額が500万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金5千万円超の場合は取得価額1千万円以上、資本金1億円超の場合は取得価額2千万円以上
免除期間	課税免除を行った年度から最大3か年
適用期間	高城地区・高崎地区は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの取得に限る 山之口地区・山田地区は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの取得に限る

※既存施設の取替又は更新のために生産設備等の増設をした場合で、それにより生産能力、処理能力がおおむね30%以上増加した部分については、新增設とみなします。

建物

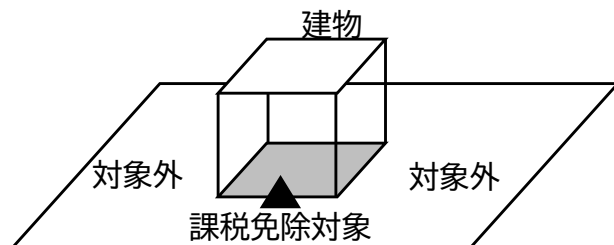
・営業部分等製造に関係のない部分については対象外となります。

(製造業の場合)



土地

- ・取得の日(契約日)の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設着手があった場合に限りです。
- ・事業の用に供されている部分で、対象家屋の垂直投影部分に限りです。



お問い合わせ

都城市 山之口地域生活課 電話0986-57-3111

高城地域生活課 電話0986-58-2311

山田地域生活課 電話0986-64-1111

高崎地域生活課 電話0986-62-1111

(立地企業に該当する場合)

商工部 企業立地課

電話0986-23-2753